

1. 基本的な問題認識

(1) 東京一極集中の現状と課題

- ・ 東京都の大学進学者収容力は約200%と突出。東京23区の大学生は増加傾向。
- ・ 地方大学振興、東京の大学の定員抑制をセットにした抜本的な対策、地方での魅力のある雇用創出等の対策が必要。

(2) 大学を巡る現状と課題

- ・ 地方大学は、「総花主義」、「平均点主義」から脱却し、特色を出すことが必要。
- ・ 産業構造の変化への対応、地域のニーズに応じた人材育成・研究成果の創出が十分でない等の指摘。

(3) 地域産業、若者雇用を巡る現状と課題

- ・ 地方において 高等教育機関が充実していないこと、若者や保護者の東京での就職に捉われる意識、地方に充実した職場が多くないことが、相互に悪循環を起しているとの指摘。

(4) 徹底的な「見える化」の必要性

- ・ 必要な情報を可視化して、それぞれの地域の強みや課題の所在を把握するとともに、解決策等のアクションがとれるところまで徹底的に分析することが必要。

2 地方創生に資する大学改革の方向性

(1) 東京の国際都市化への対応

- ① 高度な専門人材教育と研究拠点
世界的な金融拠点、先進的医療関連企業の集積等
- ② 世界のブレイン・サーキュレーションの中核
優れた外国人研究者や留学生の集積する教育・研究拠点の確立

(2) 地方の特色ある創生に向けた地方大学等の対応

- ① 「特色」を求めた大学改革・再編
- ② 地方創生に貢献するガバナンス強化
- ③ 地方での役割・位置づけの強化
- ④ 生涯学習・リカレント教育への貢献
- ⑤ 地域のシンクタンクとしての機能
- ⑥ 企業研修のニーズへの対応

(3) 大学の機能分化の推進

- ・ グローバル化や地方創生などに対応する観点から、大学の機能分化を推進。
- G型**(グローバル型): 世界水準の学術研究、グローバルトップエリート人材の輩出
- L型**(ローカル型): 特色ある地域の中核産業を支える専門人材の育成・確保等、L型でも分野によりグローバル対応を推進

3. 今後の取組 (1) 地方の特色ある創生のための地方大学の振興

基本的認識

- 地方大学の振興に当たっては、「総花主義」から脱却し、産官学が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域・研究分野のさらなる強化に取り組み、特定分野においては、グローバルに競争力を持つ拠点を構築することが重要である。
- 地域の技術開発力やマーケティング力を高めるため、首都圏の大学や研究開発法人、さらには海外の大学等との連携により優れた英知を結集し、ベンチャー企業の創出やイノベーションに向けた取組を支援する視点が重要である。

具体的取組

(中核産業振興・専門人材育成への振興計画制度、国の支援)

- 国の基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、産官学連携のコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の振興（ものづくり産業、観光業、農林水産業等）やその専門人材育成などの振興計画を策定できるものとする。そのうち地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、新たな交付金により支援する。認定に当たっては、当該事業は地方版総合戦略に位置づけられることが必要であり、また各地方公共団体に一律に行うのではなく、首長のリーダーシップ、振興計画の事業内容等を勘案し、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れた事業に限定する。
- 地方が中核的な産業振興と専門人材育成等に取り組むにあたり、国の役割として、基本的な方針を示す。
- 域内連携のみならず、東京圏の大学や、研究開発法人との積極的連携を進める。
- 地域特性を踏まえ、専門職大学を活用するほか、短期大学、高等専門学校、専門学校といった4年制大学以外の高等教育機関も活用する。

(学生の対流・交流の促進、地方私立大学の改革の推進)

- 東京圏と地方の大学の学生が相互に対流・交流する取組を促進する。
- 地方公共団体や企業と連携しながら、地域に貢献する大学を目指し改革を進める地方私立大学を支援する。

(2) 東京23区の大学の定員抑制

基本的認識

- 2000年から2015年の間に若者（15～29歳）人口は、約3割減少（1,831万人→1,299万人と532万人減少）。
- 全国の大学生（287万人）の約18%が東京23区（53万人）に集中し、さらに近年増加傾向にあり、東京23区への集中は高まっている。
- 18歳人口については、2017年の120万人が、2040年には88万人に減少するなど、大幅に減少する見込み。
- 今後も、東京23区の大学の定員が増加し続けると、地域間の大学の偏在が進み、地方における大学の撤退等が生じ、高等教育の就学機会の格差が拡大しかねない。

具体的取組

- 地方に若者を定着させるとともに、全国的に見た大学の適正配置や就学機会の格差是正といった観点から、行政が適切に関与することが必要であり、東京23区においては、原則として大学の定員増を認めないこととする。
- なお、以下のように、東京の国際都市化に対応する場合、若者の東京圏への転入増加につながらない場合等、真にやむを得ない場合は、例外とする。

○留学生
←東京の国際都市化に対応

○社会人
←職場と近接した場所で社会人の学び直し・キャリアアップに寄与

○スクラップアンドビルドを前提とした新たな学部設置
←23区の学生を増加させずに社会の新たなニーズに対応

○収容定員増について、投資と機関決定等を行っている場合
←規制を行う以前における大学経営の自主性・主体性を尊重

(3) 東京における大学の地方移転の促進

- 地方のサテライトキャンパスについては、教育研究環境を確保した上で、取組の推進を図る（廃校舎等の有効活用）
- サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向をマッチングする仕組み等を検討する。

(4) 地方における若者の雇用の創出

基本的認識

- 全国で有効求人倍率が高止まりし、人手不足が顕在化しているにも関わらず、就職のタイミングでは、今なお東京圏への大幅な転入超過が続いている。
- 地方における魅力ある雇用の創出や若者の就業促進は地方創生において極めて重要であることから、地域の関係者の連携を一層強化する。

具体的取組

(魅力のある良質な雇用機会の創出・確保)

- 地域に新たなビジネスや雇用を創出するため、官民一体となった起業・創業を支援する。
- 「地域未来投資法」に基づく支援等により、中堅・中小企業の取組を推進する。
- 新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。
- 地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し等の取組をワンストップで支援する。

(東京に本社を持つ大企業等に求められる取組)

- 地方拠点強化税制について、対象要件の引下げ等更なる拡充により、インセンティブ強化策を講ずる。
- 大企業の選考・採用に関しての実態の把握、好事例の周知等を通じて、より多くの企業が地方で採用活動を積極的に行うことができるよう促す。

(企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成)

- ユースエール認定制度等を活用して、地方の中小企業の魅力を若者に発信するとともに、地方公共団体が地元の優良企業を選定し、学生に紹介する取組を推進する。
- 中高生等の早い段階から職業意識形成を図り、地元企業等の魅力の浸透に取り組むことが重要である。

(学生等の地方還流促進)

- 東京圏の学生等のUIターンにより地方企業への就職を促進するための奨学金返還支援について、全国展開するとともに、必要な見直しを検討する。
- 地方創生インターンシップに関して、地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するためのプラットフォームの形成等を実施する。